



とちぎ健康経営事業所認定証

神興機械サービス 株式会社

様

とちぎ健康経営事業所認定制度
実施要領第6条第1項に基づき
とちぎ健康経営事業所として認定します



とちぎ健康経営事業所

有効期間 令和 8 (2026) 年 8 月 1 日から
令和 11 (2029) 年 7 月 31 日まで

令和 8 (2026) 年 7 月 22 日

栃木県知事

福田 富一



全国健康保険協会 栃木支部
支 部 長

宮 崎

務

